

- 2 コロナに負けない！
- 3 必要とされる事業だから
- 4 新しい仲間 サポートベリ

労働者協同組合法 制定間近

地域に必要な仕事を起こしてみんなで働こう

2020年6月12日に国会の与野党全会派の議員により労働者協同組合法案が衆議院に提出され、次の国会で成立する見込みとなりました。

出資し、事業を行い、労働する人々がつくる働く人の協同組合を規定する「労働者協同組合法」は、多様な就労の機会を作り、地域のニーズに応える非営利事業をすすめ、持続可能で活力ある地域社会の実現をめざします。



法制化フォーラム in 所沢
2018年12月 所沢ミュージアムにて

人のくらしを豊かに

日本で最初のワーカーズ・コレクティブが神奈川県で設立されたのは1982年でした。その後全国に拡がり現在400団体、1万人となり、埼玉では44団体、500人のメンバーが地域で事業を行っています。

1人ひとりが出資し、事業を運営し、労働もする協同組合の手法で事業をするワーカーズ・コレクティブの特徴は、民主的な運営、たすけあい分かちあいの精神、事業を利用する人を含めた地域、環境など他者に配慮することなどです。地域ではお弁当屋さんや生協業務の受託事業等、様々な業種・規模の事業が行われ、その設立趣旨には、安全性の高い食材を使い社会に広めたいなど、よりよい社会を実現するための目標が込められています。

法制化への期待

ワーカーズ・コレクティブの働き方にあう法律を求める活動は1989年から始まりました。

ワーカーズ・コレクティブは、リーダーはいるがボスはいない、民主的な組織です。資本家の儲

けを目的とした、効率を優先する企業活動とは異なる非営利の市民事業ですが、準拠する法律がありませんでした。

労働者協同組合法制定を機会に、協同労働が広く知られ、企業に雇われるだけが働くのではなく、働く場の選択が増えることが期待できます。経営不振の企業の再建や、行政や企業からの受託事業をこの法人で運営するなど多様な働く場の実現が可能です。

ワーカーズ・コレクティブとしてどう使うか

この法律では組合が、組合員と労働契約を結ぶことが明記されています。働く人の権利を守る労働基準法に準拠するためです。労働基準法は雇用関係が前提であり、本来皆が平等で代表も代わりあう協同労働の組織にあてはめる難しさがあります。小さな事業所には経営への負担も大きくなるものです。事業所ごとにこの法人格取得が可能かを見極める必要があります。

それでも、法制化されることでこの働き方が広まり、多くの人や地域に希望が生まれると期待しています。

会長 加島 厚子